

教員免許再交付に関する意見書

教員による児童生徒へのわいせつ行為が後を絶たない。文部科学省の発表によると、平成30年度にわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた教員は全国で282人で、前年度より72人増加し、過去最多となったことが明らかとなった。また、この282人のうち、勤務校の児童生徒や卒業生、18歳未満の者に対するわいせつ行為で処分された教員は181人で全体の3分の2に及んでいる。

他県では、教員が児童ポルノ事件で逮捕され、懲戒処分を受け依願退職した後に改名し、別の県で小学校の臨時講師となり、男女児への強制わいせつ容疑で逮捕された事例や教え子7人への強制性交や強制わいせつの罪などで懲役14年の判決を受けた事例等がある。

全国の小中高校生の保護者でつくる「全国学校ハラスメント被害者連絡会」は、児童生徒にわいせつ行為をして懲戒処分となった教員に免許を再交付しないよう求める約5万4千人分の署名を文部科学省に提出した。教員から児童生徒へのわいせつ行為による被害は、教員と生徒の力関係等から表に出づらく埋もれている事案も相当数あるとの指摘もある。

文部科学省は、児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教員への処分については、これまでも、原則として懲戒免職とするように各教育委員会に指導しているところであるが、現在は、わいせつ行為により懲戒処分を受けても、3年後には教員免許の再取得が可能のために、復職し、再犯を繰り返す事例が指摘されている。

児童生徒を守り育てる立場にある教員が、児童生徒に対してわいせつ行為等を行うようなことは決してあってはならず、萩生田光一文部科学大臣は、「抜本的な仕組みの見直しが必要で、法改正に向けて法制上の問題など検討を進めている」と述べている。

よって、国においては、児童生徒へのわいせつ行為により懲戒免職で処分を受けた教員への教員免許再交付は行わないよう法改正を含めた抜本的な対策の強化に向けて取り組むことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

鹿児島県議会議長 外 菌 勝 蔵

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
文部科学大臣